平成２５年（フ）第３７号
富山県高岡市常国2222番地
破産者　共栄運輸株式会社
1　決定年月日　平成26年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２５年（フ）第７１号
富山県砺波市鹿島257番地
破産者　有限会社キシカワ機工
1　決定年月日　平成26年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２５年（フ）第９４９号
名古屋市中川区柳堀町13番７号
破産者　株式会社寿々屋本店
1　決定年月日　平成26年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２９５９号
大阪市淀川区西中島５丁目８番29号チサンマンション第３新大阪1108号室
破産者　株式会社ランドプロ
1　決定年月日　平成26年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４０１６号
大阪市城東区東中浜２丁目５番19号
破産者　株式会社三光シフト
1　決定年月日　平成26年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５２１９号
大阪市中央区玉造２丁目６番７号、商業登記簿上の本店所在地大阪市中央区（大阪市東区玉造２丁目６番７号）
破産者　ユキ株式会社
1　決定年月日　平成26年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５２２６号
大阪市大正区千島３丁目21番２号
破産者　有限会社オカヒロ
1　決定年月日　平成26年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５２５４号
大阪市福島区海老江３丁目14番５号
破産者　株式会社光和工芸
1　決定年月日　平成26年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５３９４号
大阪府吹田市千里山虹が丘15番１―615号、商業登記簿上の本店所在地大阪市北区西天満５丁目16番３号
破産者　有限会社カンパネッロ
1　決定年月日　平成26年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１０９４号
堺市東区日置荘原寺町141番地46
破産者　株式会社ＫＯＥＩ　ＴＥＣ
1　決定年月日　平成26年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１０９８号
大阪府羽曳野市蔵之内333番地の２
破産者　株式会社ティップ
1　決定年月日　平成26年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第５５９号
岡山市南区西市102番地21京殿ガーデンハウスＣ202号、旧住所岡山市北区高柳西町９番15号
破産者　上西　一徳
1　決定年月日　平成26年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１８４号
高知県土佐市波介1830番地
破産者　有限会社大宝物流
1　決定年月日　平成26年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第４３号
福岡県築上郡築上町大字椎田1751番地
破産者　株式会社大耀トラスト工産
1　決定年月日　平成26年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２４年（フ）第４６号
青森県北津軽郡鶴田町大字廻堰字玉柄１番地１
破産者　有限会社稲川石材センター
1　決定年月日　平成26年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２５年（フ）第１２１号
栃木県栃木市日ノ出町６番３号
破産者　有限会社三和パーツ興産
1　決定年月日　平成26年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２５年（フ）第８６６号
東京都稲城市大丸125番地の１中央ストアー205
破産者　瀧上　　正
1　決定年月日　平成26年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第２１４号
三重県鈴鹿市神戸４丁目９番39―２号　ミルキーⅢ102号
破産者　渡邉　美香
1　決定年月日　平成26年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第７７１号
北九州市戸畑区沢見２丁目６番29号
破産者　有限会社戸畑ドライ工場
1　決定年月日　平成26年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第９２号
山口県下関市椋野町３丁目５番16号
破産者　有限会社小宮山製作所
1　決定年月日　平成26年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所下関支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第６号
鹿児島県指宿市開聞十町5207番地１
破産者　徳山尚吉こと　洪　　尚湖
1　決定年月日　平成26年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所知覧支部